

第11章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

知事の定める水防信号は、資料編3-16のとおりである。

※資料編3-16：水防信号

第 2 節 水防標識

水防のために出動する車両の標識は、資料編 7-6 のとおりである。

※資料編 7-6 : 水防標識

第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 町の職員及び消防機関の身分証票

町の職員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、資料編11-33のとおりである。

※資料編11-33：身分証票